

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるとき
は、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則
◇告 示 鳥取県行政書士会会則の変更

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
の
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
解除予定の保安林

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定 (六件)

土地改良事業の認可 (五件)

土地改良法による換地計画の適否の決定 (二件)

都市計画事業の認可

◇選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨 (二件)

規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十五号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十条」に、「第六十二条―第六十五条」を「第六十一条―第六十四条」に改める。

第六十一条を削り、第四章中第六十二条を第六十一条とし、第六十三条を第六十二条とし、第六十四条中「第六十二条」を「第六十一条」に改め、同条を第六十三条とし、第六十五条を第六十四条とする。

別表中「別表」を「別表(第35条関係)」に改める。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第3条関係)」に改める。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号(第4条関係)」に改める。

様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号(第5条関係)」に改める。

様式第四号中「様式第四号」を「様式第四号(第9条、第17条関係)」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号（第11条関係）」に改める。
 様式第六号中「様式第6号」を「様式第6号（第12条関係）」に改める。
 様式第七号中「様式第7号」を「様式第7号（第13条関係）」に改める。
 様式第八号中「様式第8号」を「様式第8号（第14条関係）」に改める。
 様式第九号中「様式第9号」を「様式第9号（第18条関係）」に改める。
 様式第十号中「様式第10号」を「様式第10号（第50条関係）」に改める。
 様式第十一号中「様式第11号」を「様式第11号（第51条関係）」に改める。
 様式第十二号中「様式第12号」を「様式第12号（第51条関係）」に改める。
 様式第十三号中「様式第13号」を「様式第13号（第56条関係）」に改める。
 様式第十四号中「様式第14号」を「様式第14号（第59条関係）」に改める。
 様式第十五号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百二十号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、

鳥取県行政書士会会則の変更を昭和五十三年十月二十八日認可したので、行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十八条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

変更の内容

- 一 政書士会の入会金及び会費の額を引き上げること。
- 二 その他所要の規定の整備をすること。

鳥取県告示第九百二十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
ヤツヤ薬局	倉吉市八屋二一四一三	昭和五十三年十月二日

鳥取県告示第九百二十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
北出 公洋	鳥国医第二、三二二号	昭和五十三年九月二十九日
松本 由香里	鳥国医第二、三二三号	昭和五十三年十月六日
奥田 浩史	鳥国医第二、三二四号	"
広畑 誠	鳥国医第二、三二五号	"
楊川 明美	鳥国医第二、三二六号	"
日笠 親績	鳥国医第二、三二七号	"
山尾 洋樹	鳥国医第二、三二八号	"

鳥取県告示第九百二十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字渡り上り二 一七四七の二、一七五〇の六(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

湖東大浜土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 上 根 帛 蔵 鳥取市賀露町九一七
" 奥 田 稔 " 八四六

山田善一	濱中勝美	鈴野久嘉	山根幸一	景井萬蔵	船越禮次郎	星見重蔵	竹本市蔵	竹本武夫	田中峰雄	坂本正治	木下竹蔵	竹本重美	任期満了により退任	湖東大浜土地改良区	理事 上根 帛 蔵	網 濱 次 郎	敦 賀 弘	影 井 光 雄	鈴 野 久 嘉	木 下 竹 蔵
一一九〇	一五三七	湖山町北一丁目二四二	三八二	南一丁目二二七	西一丁目五〇二	西二丁目三四七	伏野一四三二	三五ノ一	三津二三五	賀露町一一四七	湖山町北六丁目二七五	伏野七〇ノ一		就任した役員の氏名及び住所	鳥取市賀露町九一七	一三一九	湖山町南一丁目二三五	北一丁目二四二	北六丁目二七五	

船越禮次郎	星見二郎	竹本辰男	竹本重美	田中峰雄	石黒堅太郎	中瀬正道	中谷實美	昭和三十九年九月二十二日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、 昭和五十三年九月二十二日就任 任期四年	北条土地改良区	退任した役員の氏名及び住所	昭和三十九年六月二十二日死亡により退任	久米ヶ原土地改良区	退任した役員の氏名及び住所	昭和三十九年七月十四日一身上の都合により退任	名和土地改良区	就任した役員の氏名及び住所	理事 三浦 幸雄	西伯郡名和町大字御来屋八六一
西一丁目五〇二	西二丁目三〇一	伏野一一一七	七〇ノ一	三津二三五	賀露町一〇六二	湖山町南一丁目一六九	三津三六〇			東伯郡北条町大字江北五五一		倉吉市福光二七七						

宮川公光	名和一八八
小椋武美	三六の一
川元徳彰	一四〇七
遠藤宣雄	門前八二
真島上夫	加茂三四五
野坂哲嗣	五〇三
木村信栄	古御堂七五一の一
国谷実	富長一〇六
杉原寿三郎	五六四の四
森脇清	名和八六
松田友義	押平四九の四
鷺見昭三	富長三八

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十三年七月四日就任 任期第一回総会まで

鳥取県告示第九百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良(八東地区は場整備)事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し
縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十六号

昭和五十三年七月二十六日付けで八東町から申請のあつた土地改良(中南地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十七号

昭和五十三年七月二十日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(国安地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十八号

昭和五十三年七月二十日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(下味野地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十九号

昭和五十三年七月十七日付けで福部村から申請のあつた土地改良(海士地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十号

昭和五十三年九月十四日付けで大栄町から申請のあつた土地改良(大栄(新田)地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十一号

昭和五十三年十月二日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良(赤碕(太一垣)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十二号

境港市から申請のあつた市営土地改良(中野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月二十五日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十三号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良(国主地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十四号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(三本杉地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十五号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(岩立地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月二十六日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十六号

気高町から申請のあつた町営土地改良(下光元地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十七号

昭和五十三年九月二十一日付けで江府町から申請のあつた助沢地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十八号

昭和五十三年十月六日付けで関金町から申請のあった本村地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・二十三号さなえ公園

三 事業施行期間

昭和五十三年十月三十一日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

鳥取市瓦町地内

使用の部分

なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一

項の規定により告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
間瀬庄作後援会	岩佐甲子郎	安田 正治	米子市皆生一八五九	その他 の政治 団体
秋田やたらう後援会	牧田 恒正	秋田 幸人	東伯郡羽合町 大字久留六三	
伊藤武夫後援会	由谷 武之	田栗 武人	倉吉市西仲町二六五一	
遠藤とおる後援会	山家 靖弘	山脇 敏正	米子市両三柳四五七八	
故島賢市後援会	谷口 幸雄	碓 利一	東伯郡羽合町 大字長瀬一一五〇	
米井のおとし後援会	代橋 憲俊	米井 悟	八頭郡智頭町南方 四一〇	
福谷きよし後援会	福谷 誠平	福谷 明平	米子市上後藤二一四	
松原一男後援会	田中 操	杉原 良治	日野郡溝口町溝口 三五六の七	
塚田よしみ後援会	又野 正寿	古森弥一郎	米子市古豊千二八三	
盛田五郎後援会	中尾潤一郎	春井 明	八頭郡若桜町若桜 一二二二三	
阿部昇後援会	松本 節夫	武良 英三	境港市高松町一八六	
中本実夫後援会	福田 寿郎	井田 克己	米子市明治町五七	

三森政治後援会	木山 幸男	伊田 覚	日野郡日南町三栄 一一四八	
三森政治口日野後援会	川上 肇	中田 和臣	日野郡江府町江尾 一八五三	
芥木幸福後援会	生田 眞	芥木 勝己	米子市石井八二四	
鈴木鋭後援会	君野 駿平	長田 明	鳥取市西品治 一〇五の二	
自由民主党 鳥取市醇風支部	児島 完	前田 一郎	鳥取市川端五丁目 二〇五	政党

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
土谷栄一後援会	主たる事務所の所在地	米子市糀町 二一一一五	米子市久米町 四一一二
秋田やたらう後援会	代表者	河本 一郎	牧田 恒正

鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規

定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	備考
遠藤通後援会	中森 義人	氏名	米子市久米町一四二	その他政治団体
土谷栄一西部後援会	塩谷吉左エ門	紫田 正	米子市明治町一五	"

鳥取県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

遠藤通後援会

報告年月日 昭和53年 9月28日

(昭和53年 9月27日解散)

- 1 収入総額 1,013,016 円
- 2 支出総額 1,013,016
- 3 収入の内訳

寄附 1,013,016

個人分 1,013,016

4 支出の内訳

- 經常経費 52,766
- 光熱水費 14,211

雑品、消耗品費 21,075

事務所費 17,480

政治活動費 960,250

総経活動費 260,250

寄附、交付金 700,000

5 寄附の内訳

(個人分)

年間100万円以下のもの 1,013,016

土谷栄一西部後援会

報告年月日 昭和53年10月 6日

(昭和53年10月 5日解散)

- 1 収入総額 0 円
- 2 支出総額 0

鳥取県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十三年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

米沢統即後援会

報告年月日 昭和53年 5月17日

1 収入総額 0 円

2 支出総額 0

山本武雷後援会

報告年月日 昭和53年 7月27日

1 収入総額 0 円

2 支出総額 0